



Title	共生概念の再検討と新たな視点：システム共生と生活共生
Author(s)	小内, 透
Citation	北海道大學教育學部紀要, 79, 123-144
Issue Date	1999-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29597
Type	departmental bulletin paper
File Information	79_P123-144.pdf



共生概念の再検討と新たな視点

—— システム共生と生活共生 ——

小 内 透

Rethinking the Concept of Conviviality and the New Perspective : Conviviality in the Organization System and Conviviality in the Labor-Life World

Toru ONAI

目 次

I. 問題の所在	123
II. 生態学の共生概念と社会科学における共生概念	124
III. 共生の概念規定の三つのタイプ	125
1. 共生の本質的規定の試み	125
2. 戦略としての共生概念の使用	128
3. 共生の諸形態の設定の試み	129
4. 従来を試みの弱点	132
IV. システム共生と生活共生	134
1. 共生の新たな視点	134
2. システム共生の諸形態	135
3. 生活共生の諸形態とシステム共生との関連	137
4. 人間と自然との「システム共生」と「生活共生」	139
V. おわりに	141
[注]	141

I. 問題の所在

今日、共生という言葉が多くの分野で用いられている。自然との共生、男女共生、外国人との共生、民族間の共生等、きわめて多様な領域で共生概念が使用されている。それは、差異をもった人間や事物を、それらの対立から生じる問題や矛盾の激化を回避することによって維持し発展させようとする、共通の問題意識に立脚している。その意味で、こうした事態は、差異を尊重しながら統一した社会を形成することが、様々な分野に共通する今日的な課題になりつつあることを示している。

しかし、多くの分野で使用されている共生概念は必ずしも厳密に定義されたものとはなっていない。共生概念は心地よい響きをもつスローガンや修飾語として用いられる場合が多く、共生概念の濫用といってもいいすぎではない状況が生み出されている。共生という言葉が用いられることによって、深刻で複雑な問題の本質が見えにくくなる状況さえもたらされる可能性がある。本来、回避するのが困難な矛盾・対立・緊張の契機をはらんだもの同士の関係を、矛盾・対立・緊

張の克服の道筋を厳密に描くことなく、共生の一語で問題の解決が可能なものとみなしてしまう機能をもつ場合もある。事実、労使『共生』、産学『共生』、さらに各国『共生』などという表現が、労働と経営、産業と学問、各国間の矛盾・対立・緊張を押さえ込む役割を果たす可能性も大きい⁽¹⁾。いいかえれば、共生概念が、深刻な問題や矛盾を覆い隠す隠れ蓑にもなりうるということである。そのため、共生概念を不況脱出のための「カルテルの別名」(飯田経夫)としたり、「相対主義の別名」(佐伯啓思)として否定的に捉える反共生論者も存在する⁽²⁾。

こうした状況の下で、改めて共生という概念を厳密に吟味することが、きわめて重要な意義をもつようになっている。それは、第一に、概念の精緻化を通じて、共生概念が本来もつ重要な意義を改めて浮き彫りにするという意味をもっている。どんなに心地よい響きをもった概念であっても、厳密に規定されない限り、本来の意義は十分に発揮されえないからである。その意味で、共生概念の厳密化は、一方で共生が流行語に堕してしまう危険性を回避し、他方で共生概念そのものの否定を乗り越える意義をもちうるといえる。第二に、共生概念の厳密な検討は、ともすれば共生という言葉を用いるだけで覆い隠されてしまいがちな本質的な諸問題や矛盾を科学的に捉え克服する道筋を考える上で、欠くことのできない重要性をもっている。共生概念の安易な導入によって覆い隠される危険性の高い、現実の本質的な諸問題や矛盾・対立・葛藤を明確にし、それらを解決・克服する上で、共生概念の厳密な再検討は避けて通れない大きな意義をもっている。

本稿は、このような点をふまえ、従来の共生概念を検討し、共生概念を把握する新たな視点を提示しようとするものである。

Ⅱ. 生態学の共生概念と社会科学における共生概念

本来、共生は生物学や生態学の分野で用いられていた概念である。栗原康によれば、「共生(symbiosis, symbiose)」という言葉は、植物学者アントン・ド・バリー(Anton de Bary)の『共生現象』(1879年)において初めて概念的に用いられたものであり、現代の生物学や生態学も基本的にバリーの提起した意味で共生概念をとらえている⁽³⁾。

バリーの提起した共生概念は、二種類の異なった生物種が接近した場所で一緒に生きている生物現象を示す概念である。共生現象には様々な形態があり、互いに利益を与えあう相利共生だけでなく、共存する一方の種のみが利益を得る片利共生や、一方の種が利益を得るとともに他方が損失を被る寄生も共生の形態とされる。このうち、相利共生を狭義の共生、これに片利共生、寄生を合わせて広義の共生として理解されることもある。こうして、生物学、生態学では、二種類の生物種が接近した場所で共存する現実的な形態を指す概念として共生が用いられてきたのである。

これに対して、社会科学における共生概念には、厳密な共通理解が存在しない点に特徴がある。もちろん、共生概念を厳密に規定しようとする場合、念頭におくのは生態学や生物学における共生概念である。しかし、生態学や生物学の概念をそのまま人間社会にあてはめることは大きな問題をはらんでいる。なぜなら、「(注——生態学的な意味での)『共生』を人間世界に適用すれば、その利害得失はきわめて複雑になり、とうてい『相利』か『片利』かを確定させることはできない」⁽⁴⁾からである。たとえば、高草木光一がいうように、「一定の空間内での安定的秩序の維持が『共生』であるとすれば、古代ギリシアの市民と奴隷の間にも『共生』関係はあったことになるし、アンシアン・レジームの身分制社会や土農工商という江戸時代の身分制社会も『共生社会』

と呼びうるだろう。生物学における種を社会階級や社会集団に置き換えてみれば、現存する社会階級や社会集団がそのままの形で再生産されることを意味するのだから、これはきわめて保守的なイデオロギーにも転化しうる」⁽⁵⁾という点も問題になる。にもかかわらず、社会科学における共生概念は多様な形で定義され、今のところ厳密な共通理解が成立していないのが現実である。

しかし、社会科学において比較的厳密に共生概念を規定し、それを用いようとする試みも存在する。そうした試みを大まかに整理すると、第一に、共生の本質的特徴を強調し、唯一の共生概念を提示しようとする試み、第二に、共生概念の特徴をふまえ、企業のグローバル戦略として共生概念を使用する試み、第三に、共生の下位概念を提示し、共生の多様な形態を整理しようとする試みという、三つのタイプに分類することが可能である。このうち、もっとも歴史がありもっとも多く多くの論者が試みているのは第一のタイプである。それに次いで第二のタイプが1980年代以降の経済のグローバル化にともなって登場し、そうした試みに対する反応として第三のタイプが現れてきたと位置づけることができる。

Ⅲ. 共生の概念規定の三つのタイプ

1. 共生の本質的規定の試み

社会科学における共生概念の導入・厳密化の試みのうち、第一のタイプに属するものは数多い。

①そのうち、もっとも古いものとしてシカゴ学派のパークの試みがある⁽⁶⁾。パークは人間生態学といわれる社会学的視点の確立を目指し、その一環として人間社会に生態学で用いられていた共生概念 (symbiosis) をコミュニティの本質的特徴を示すものとして導入した。パークによれば、コミュニティの本質的特徴は、「(1)個体群が、組織されたテリトリーをもち、(2)占有している土地にほぼ完全に根づいており、(3)個別単位は相互依存関係のなかで生活していて、その関係は、人間に当てはめた場合、社会的というより シンビオティック 共生的なものである」⁽⁷⁾。そして、「コミュニティがもしひとつの生物だとすると、他の生物はその生物の諸機関のひとつとなる。スペンサーのことは借りると、ひとつの超有機体 [Superorganism] ということになろう」⁽⁸⁾。その際、共生的コミュニティがひとつの有機体としての性格をもつのは、「(1)生物個体数の調節や、(2)コミュニティ内の競合しあう種の間のバランス維持のためのメカニズム (競争)」⁽⁹⁾を備えているからである。

つまり、パークのいう共生社会とは、異なる種類の人々が同種の人々同士で互いに独自のコミュニティを形成し、それぞれのコミュニティがあたかも相似的な姿をとる社会として把握される。たとえば、アメリカ社会のように黒人と白人という異なる人種が存在する場合、白人が黒人を支配するのではなく、黒人と白人がそれぞれのコミュニティを形成し、それぞれのコミュニティが共存する社会が共生社会になる。そこでは、黒人のコミュニティも白人のコミュニティと同様に競争によって社会的地位の上下が決定するため、黒人であってもコミュニティの中で高い地位につくチャンスが生まれ、白人であっても低い社会的地位に位置づく者も現れる。そのため、もっぱら白人が高い社会的地位につき、黒人が必然的に低い社会的地位にとどまるという事態は回避されることになる。こうした点をふまえ、パークは異なる人種がそれぞれ独自の競争を内部にもつコミュニティを形成している社会を共生社会と呼んだのである。いいかえれば、彼のイメージする共生社会は複数の人種による独自のコミュニティが棲み分けをすることによって共存している社会であるとみなすことができる。

ただし、パークによれば、人間社会は共生的社会の側面だけで成り立っているわけではない。「植物や動物の社会とはちがって人間社会は、生物レベルと文化レベルという二つのレベルで組織されているとみるのが、妥当である。競争に基礎をおく共生的社会と、コミュニケーションとコンセンサスに基礎をおく文化的社会とが存在する」⁽¹⁰⁾。つまり、パークの共生概念は人間社会の生物レベルの特徴を示すために用いられ、人間社会固有の文化レベルの特徴はこの概念では把握しきれないという認識があったと考えられる。その意味で、パークの共生概念は後述するように現在少なからぬ論者が用いているような、コミュニケーションとコンセンサスを重視する共生概念とは大きく異なる内実をもっている。したがって、この点に、パークの共生概念の独自性が存在するといえる。

②これと対照的に、イリッチが提示する共生概念はパークの規定した共生概念とは大きく異なっている。イリッチは、パークが生態学の共生 (symbiosis) 概念をそのまま社会的世界に導入したのとは異なって、「産業主義的な生産性の正反対を明示するのに、……自立共生 (conviviality) という用語を選」⁽¹¹⁾んでいる。もともと、コンヴィヴィアリティの原義は「宴」であり、「宴」に集う人々の親密な様子を含んでいる。また、「スペイン語の Convivir は、共存する、共に生きるという意味」⁽¹²⁾ももっている。イリッチはこの語を思想的に豊富化し、「その言葉に、各人のあいだの自立的で創造的な交わりと、各人の環境との同様の交わりを意味させ、またこの言葉に、他人と人工的環境によって強いられた需要への各人の条件反射づけられた反応とは対照的な意味をもたせよう」⁽¹³⁾とする。したがって、イリッチの共生概念は、コンヴィヴィアリティの原義を超えたものとなり、①産業主義的な生産性と正反対の性質、②個人間・個人—環境間の自立的で創造的な交わり、③強いられた需要とは対照的な性質という三つの要素が含まれるものとなっている。この三つの要素のうち①と③は諸個人が自立した生活を営む上で必要な、自立共生的な社会のシステム・制度的な側面に関するものであり、実際、自立共生的な制度という表現も用いられている⁽¹⁴⁾。これに対し、②の個人間・個人—環境間の自立的で創造的な交わりは、日常生活における直接的なコミュニケーションのあり方を示すものとして把握できる。いいかえれば、イリッチの共生概念には、社会のシステム・制度に関わる側面と日常生活におけるコミュニケーションのあり方に関する側面が内包されているということである。

さらに、彼の場合、自立共生的な社会の実現には自由の保障が必要だという考え方をもっている。たとえば、「自立共生的な社会が実現できるとすれば、それは、もっとも十分にかつもっとも自由に地域社会の諸道具を利用できる機会を各成員に保証し、しかもこの自由を他の成員の同等の自由のためにのみ制限するような社会的配置の結果であろう」⁽¹⁵⁾とし、「公正な社会とは、一人の人間にとっての自由が、他人にとっての同等の自由が生みだす要請によってしか制限されることのない社会であるだろう。そういう社会は前提条件として、まさにその特性によって、そういう自由を妨げるような道具を排除するという同意が必要である」⁽¹⁶⁾と述べている。いいかえれば、社会のシステム・制度の面で諸個人の同意 (コンセンサス) を基礎にした各人の自由を保障することによって、自らが自立した生活を維持する上で必要な新たな社会のシステムや制度を選択・形成し、それを基盤にして諸個人間、個人—環境間の創造的なコミュニケーションが営める社会を自立共生の社会と考えていることが理解できる。そして、個人間・個人—環境間の自立的で創造的な交わりと共生的制度をあわせもった「自立共生的な生産様式」を現在の「産業主義的な生産様式」に対するオルターナティブとして位置づけるのである⁽¹⁷⁾。

こうして、イリッチの共生概念はパークの棲み分けとしての共生 (symbiosis) とは異なる、

各人の自由と自立を背景にしたコンヴィヴィアル＝親和的な社会を意味するものとなる。しかも、イリッチの共生概念には、諸個人の自立と自由を支える社会のシステム・制度面と日常生活面での個人間、個人と環境間のコミュニケーションの側面が内包されている点も特徴的である。その意味で、共生を示すのに、生態学の用語のたんなる導入ではなく、独自の意味内容をもったコンヴィヴィアリティという語を提示した点、またシステム・制度と日常生活におけるコミュニケーションの両面にかかわる概念として共生を把握している点に、イリッチの試みの大きな意義がある。

ただし、イリッチの共生概念には曖昧な点も存在している。とりわけ、共生の具体的な姿が見えにくい。それは、彼の共生概念に内包されているシステム・制度面と日常生活面での共生の具体像が十分な形で描かれず、両者の違いや関連も明確にされていない点、また彼の共生概念をめぐる議論が人間社会における制度や人間関係、人間－自然関係一般のレベルにとどまり、特定の「種」同士の関係に即して展開されていない点に大きな原因がある。

③近年、イリッチと同様、棲み分けとしての共生とは異なる共生概念を提示しながら、イリッチと異なり、もっぱら諸個人間の関係のあり方を示す概念として共生を捉えようとする試みがわが国でも盛んになっている。

たとえば、井上達夫のように、かつての共同体社会に見られた「安定した閉鎖系」の「社会結合」である「共生(symbiosis)」と「異質なものに開かれた社会結合様式」である「共生(conviviality)」という二つの「共生」概念を区別し、後者に高い価値を与えたうえで、「会話」を通じてコンヴィヴィアリティとしての共生の創造にむけた「冒険」を主張する者がいる⁽¹⁸⁾。井上は「共通の目的のための共通の行動計画の共同遂行」であるコミュニケーションや言語ゲームとは異なる、「異質な諸個人が異質性を保持しながら結合する」「正義としての会話」にもとづいて、「共生(conviviality)」が成立すると考えている。これに対し、花崎皋平のように、「非対称の関係を含む差異を、たんなる差異、つまり水平的な個と個の差異だとみなして差異を楽しむ作法を語るのは、私にとっては虹のように美しいが手の届かない彼方である」と井上の共生概念に疑問を投げかけ、「会話」ではなく「反差別の文脈に共生を位置づけてとらえ」るべきだとする者もいる⁽¹⁹⁾。そこには、差異をもつ人々の現実的な関係には差別の問題が伴っており、反差別の観点を持たない限り「正義としての会話」は成立せず、それを考慮しない「会話」では「共生」は実現できないという認識が存在する。

また、「意志決定過程から締め出された社会層」が、自発的に社会参加している状態を「共生」とする西澤晃彦のような捉え方もある⁽²⁰⁾。それは、被抑圧的な人々が個人的にあるいは自助組織を結成し、自らの要求実現の道筋を構築することなしに、「共生」の状態には到達しえないことを意味している。さらに、都築くるみのように差異性を持った人々の間に「対等性」と「コミュニケーションがあること」を「共生」の必要条件ととらえる研究者もいる⁽²¹⁾。「対等性」があってもディスコミュニケーションの状態であれば、それは「セグリゲーション」を意味するものでしかなく、逆に「コミュニケーション」が成立していても、互いの関係が「対等」でない場合には、「支配・被支配の関係」を物語るにすぎないからである。

このように、これらの論者による共生概念の捉え方は、たしかにそれぞれ異なっている。しかし、それらの定義には、少なくとも次の三つの点で共通性が見いだせる。一つめは、異質性が権力の格差につながるのではなく水平的に開かれることを重視し、そうした状態を生み出す動的な関係性に注目するという点である⁽²²⁾。二つめは、イリッチの共生概念とは異なり、社会のシス

テムや制度の問題は議論されず、もっぱら諸個人間の関係のあり方として共生概念が論じられているという点である。そして、三つめはこれらの議論があくまであるべき理想や規範の問題として展開されている点である。

ここで重要なことは、これらの共通点が共生概念の捉え方からみると、共通の問題点につながっていることである。たとえば、一つめの共通点としてあげられる、権力の格差という点について考えてみると、そうした状態は社会構造や社会システムに起因することもあれば、それとは相対的に区別される差別、偏見といった社会意識やイデオロギーに由来するものもある。同じように、異質性が水平に開かれるといっても、それ自体、社会構造レベルの視点から把握することもできるし、日常生活レベルの視点からとらえることも可能である。にもかかわらず、権力の格差、水平に開かれた異質性を語る際、これらの点が十分に検討されていない。それは、二つめの共通点、つまり共生概念がもっぱら諸個人間の関係のあり方としてのみ議論されている点と深く関わっている。共生概念を社会構造や社会システムのレベルから捉える視点が軽視されているため、権力の格差、水平に開かれた異質性が日常生活レベルの問題としてしか捉えられなくなるのである。さらに、三つめの共通点、つまりあるべき理想や規範の問題として共生概念が論じられている点も共通の問題点をもたらししている。いいかえれば、諸個人の関係のあるべき理想や規範として共生が語られる場合、それは「一種の心がけ論に収斂」⁽²³⁾してしまいがちであるということである。

その意味で、これらの議論は、多様な内容をもちながら、もっぱら諸個人間の関係の理想的なあり方を示す概念として共生を指定しようとしている点に、もっとも大きな特徴があり、同時にそこに共通の問題点がひそんでいると考えられる。

2. 戦略としての共生概念の使用

1980年代に入り、経済のグローバル化が進展するにともなって、グローバルな企業戦略として、共生概念を導入しようとする試みが登場するようになる⁽²⁴⁾。これが、共生概念の導入・厳密化の第二のタイプである。そのもっとも典型的な考え方は、1992年に野村総合研究所総合研究本部が出版した『共生の戦略』の中に見出される⁽²⁵⁾。

この著書では、経済のグローバル化が進展する中で、企業は競争力だけでなく共生力も強化しなければならないと主張する。そこでいわれる共生力とは、多国籍化する企業と進出先であるホスト国の社会との関係を円滑にしていく力のことを指し、具体的には、グローバル共生のマネジメント革新として産業共生、市場共生、社会共生、組織内共生の重要性があげられる⁽²⁶⁾。その場合、産業共生とは国際分業ないしグローバルなサプライヤー・システムによるグローバルな協力（共生）関係、市場共生は世界市場に通用（共生）する商品の創造、社会共生は海外進出企業とホスト国の社会との社会的コミュニケーションの形成（共生）、組織内共生は外国の日本企業におけるホスト国の社員との共生関係を、それぞれイメージしている。それらは、企業経営における様々な領域に対応した共生の捉え方を意味している。

その際、共生には生態学の言う片利共生、相利共生の他に、相乗共生という形態が考えられ、相乗共生が共生の理想形態であるとする。ここには、共生の状態に着目した共生の下位概念の設定という視点が存在する。たとえば、片利共生の段階では海外進出企業のみが利益を得ているが、相利共生になると海外進出企業だけでなく受け入れ先のホスト国も利益を得るようになり、相乗共生ではグローバル企業やホスト国だけでなく、全世界が利益を得るようになるという図式が描かれる。その結果、相乗共生をめざした共生力の強化がグローバル化する企業にとって重要な戦

略になると主張するのである⁽²⁷⁾。

こうして、企業戦略として共生概念を使用するために、企業経営における様々な領域と共生の状態に対応した共生概念の厳密化の試みが行われ、その上で相乗共生という理想形態が提示されている点に他の試みとは異なる特質がある。

しかし、ここで注意する必要があるのは、一見相乗共生が理想のようにみえるが、それはあくまでも企業戦略としての理想であるという点である。いいかえれば、相乗共生が理想といっても、企業の経営戦略の理想的な手段という意味にしかすぎない。もし、情勢が変わり、共生力の強化とは異なる戦略が企業経営にとって有効になれば、相乗共生も意味を失う。事実、グローバル化の下での企業戦略としては、共生力の強化だけでなく、競争力の強化も重視されている。「競争力と共生力を併せ持つ企業こそが、永続的成長企業になり得る。世界経済を主導し、人々の豊かさをつくりだせるのは、このような企業である。グローバル化している現代においては、グローバルに共生する『グローバル企業』が永続的成長の資格を有すると考えられる」⁽²⁸⁾という表現がそれを端的に示している。理想的な企業とは競争力と共生力を併せ持つ企業なのである。したがって、ここからも相乗共生がそれ自体絶対的な理想としてとらえられているわけではなく、人間社会における理想の共生とは到底いいえないことが明らかになる。

その意味で、戦略としての共生概念の使用はこれまで吟味してきた試みとは異なり、共生概念それ自体の価値にもとづいているわけではない。企業戦略に有効である限りにおいて、価値あるものとして使用されているにすぎない。そのため、こうした共生概念の使用は現実の諸問題を隠蔽する役割を果たす可能性があり、ここに最大の問題が潜んでいるといわざるをえない。

3. 共生の諸形態の設定の試み

最後に、社会科学における共生概念の導入・厳密化の試みの第三のタイプとして、共生概念の下位分類を設定することによって、様々な領域や様々な状態に対する共生概念を整理し、幅広く共生概念を適用しようとする試みがある。これらの試みは、戦略としての共生概念の使用を含め、共生概念の流行が目につくようになった状況の中で、生み出されたものである。

①その代表的なものとして、庄司興吉の試みがあげられる⁽²⁹⁾。庄司は、こんにち「外国人との共生」、「民族間の共生」、「途上諸国の貧しい人々との共生」、「自然との共生」、「地球環境との共生」ばかりでなく、「男女間の共生」や「世代間共生」など、共生概念の明らかな濫用が見られるとする。だが、その一方で、「その原義に『一緒に生活する living together』という意味があることから考えると、これはむしろ自然な流用とみるべきかもしれない」とも指摘する⁽³⁰⁾。それゆえ、「われわれは、この濫用あるいは流用の事態に必ずしもカテゴリーカルに否定的になる必要はない。むしろ、この事態は現代社会が地球的規模にまで拡大するという、いわゆるグローバル化の過程が進んできた結果、現代社会に内在する基本的な問題についての自覚が、われわれのあいだで広く共有されるようになってきたことの現れであるとみてよいであろう。その意味で共生という語は、社会科学の世界で応用されるべく適切に概念化されれば、現代社会の基本的な諸問題を解決していく際の鍵概念になるばかりでなく、それらの解決のために自らを動員し人びとを動員していくためのいわば共的シンボルになりうる」⁽³¹⁾と主張する。その背後に、「自然や地球環境との共生ばかりでなく、男女両性間や世代間の共生についてまで多くの人びとが言及するようになってきたのは、現代社会がそれだけ危機的なまでに生態系破壊的であることが明らかになってきたからだ」⁽³²⁾という認識が存在している。

庄司は、こうした立場から、共生の社会科学的概念の4つのバージョンとして、①体制と体制、民族と民族との共存 (co-existence)、②世界の富の共有 (再分配) (sharing)、③地球生態系そのものとの共生 (symbiosis)、④両性間、世代間に創出すべき何らかの共通感性、共通感情＝共感 (sympathy) を提示する。これらは、広義の共生の下位概念として位置づけられる。このうち、①共存と②共有は、体制間・民族間の関係や階級間の関係といった人間と人間の間の関係を示すものである。これに対し、③共生はメタ共生ともいうべき狭義の共生概念であり、地球生態系そのものとの共生、つまり人間と自然との間の関係を表わす概念である。そして、④共感は、人間内部の人間と自然との間のこと、いいかえれば、人間の社会的に構築された特性と自然的特性 (たとえば、ジェンダーとしての性とセックスとしての性) との間のことを示している⁽³³⁾。

このように、庄司の議論は共生の下位概念を設定し、それを通して、様々な領域で用いられている共生概念を整理しようとする試みに他ならない。この点で、庄司の試みは、単一の共生概念の検討に重きがおかれる第一のタイプの議論と比べ、ユニークな面をもっている。彼の指摘する共生の下位概念は、共生が成立する対象・世界の違いによって、異なる内容をもつ点に注意をむけさせる効果を実感にもっている。

しかし、彼の議論の場合、第一に、対象・世界の違いによる多様な共生概念の使い分けに重点があるため、共生の内的関係の特質、つまり共生の状態の多様性については必ずしも十分に言及されていないという問題をもっている。そのため、共生の下位概念によって示される人間と人間、人間と自然との内的関係は必ずしも明確にされず、事実上理想的な「うまくいっている」状態をイメージさせるにとどまっている。その意味で、多様な領域における様々な形態の共生がもつ内的関係の特質、あるいは共生の状態の多様性にもとづく、概念の明確化は大きな課題として残されているといえる。

そのうえ、第二に、共生概念の濫用を指摘しながら、共生の下位概念の設定を通して、ほぼ無制限にあらゆる領域で共生概念を積極的な意味で使用しているという問題もある。とりわけ、人間社会内部における領域でその感が強い。社会における基本的な対立関係である階級関係に共生概念 (共有) をあてはめることがどれほど積極的な意義をもつかわからないし、性質の異なる両性関係と世代関係の問題を共感という同一の共生概念でとらえる意味も理解できない。これでは、人間社会内部に存在する矛盾・対立・緊張の本質を曖昧にし、結果的に根本的な問題解決を困難にする可能性が強い。そこでは、人間社会において共生概念を導入する場合、それぞれの領域に即してその問題性や意義を明確にする必要がある。

その意味で、庄司の試みの場合、多様な領域における様々な形態の共生がもつ内的関係の特質、あるいは共生の状態の多様性にもとづく概念の明確化と、特定の領域に即した共生概念の問題性や意義の明確化が大きな課題として残されたといえる。

②庄司と同様、堀尾輝久も共生の下位概念を提示し、共生の概念を厳密化しようと試みている⁽³⁴⁾。堀尾は「近年日本でも『共生』が多用され、企業での経営と勤労者の共生がいわれ、あるいは男女の共生がいわれるとき、それが労使の対立を隠蔽し、あるいは男女平等の主張に水を差す機能を果たす場合もある。古い共同体論と結びついた共生論は、個人の尊厳や個性の尊重と対立する場合もある」⁽³⁵⁾とし、共生概念の思想内容を吟味することが必要だとする。その上で、彼は、エコロジカルな視点を含んだ自然との共生を「万物の共生」、民族と民族、国民と先住民、大人と子ども・老人、男と女、障害者と健常者などの人間と人間との共生を「万人の共生」と呼び、両者を区別して捉えようとする。このうち、「万物の共生」は庄司の言う狭義の共生に対応し、

「万人の共生」は共存、共有、共感にはほぼ対応している。

しかし、堀尾は庄司と異なり、領域や対象の違いに応じた共生の下位概念を提示するだけでなく、共生の状態の違いにも注目している。つまり、堀尾は共生はまず「ともに生きる」こと (live togetherあるいは co-living) として表現されるものだとする。しかし、今日では「単に『共に生きる』を越えてのコンヴィヴィアル (親和的) な共生、食事をともにし、心の通い合う時間と空間を共有するということをその源イメージとする共生 (conviviality) が一つの理想の状態だと考えられ」⁽³⁶⁾と述べる。いいかえれば、それは現実としての共生 (共に生きる live together) と理想としての共生 (親和的な共生 connviviality) を区別すべきだという主張として捉え返すことができる。

しかし、共生の状態の違いに対する目配りがあるものの、それは現実の共生と共生の理想的なイメージの区別を指摘するだけにとどまっている。現実の共生も理想的な共生も、それらの内部構造や万物間、万人間の内的関係の特質に関しては検討されていない。さらに、庄司の場合と同様、共生概念がほぼ無制限に人間社会のあらゆる領域に積極的な意味をもつものとして導入されているという問題もある。その意味で、堀尾の場合にも、共生概念がイメージのレベルにとどまっているといわざるをえない。

③さらに、藤田英典も最近、学校選択の自由化論に対抗する論理を構築する過程で、融合的共生、棲み分けの共生、市民的共生、市場的共生の四つの共生概念を提示している⁽³⁷⁾。

藤田によれば、融合的共生とは資本主義社会以前の古い閉じた地域共同体に典型的に見られた共生の様式である。「そこには差別や抑圧が充満していたかもしれないし、特権階級の生活圏が〈異界〉として存在していたかもしれない」。当然、この段階では、「自立した個人」という観念も生まれていなかった。しかし、「伝統的な規範と慣習の世界に繋ぎ留められ、その世界秩序のなかで共生し、日常生活を営んでいた」ことも事実で、そうした状態を融合的共生として把握する。また、棲み分けの共生とは封建的な身分制社会にも見られた共生の様式だが、基本的には資本制的な市場経済・産業社会の進展に伴って生み出された、人種間、階級・階層間の棲み分けによる共生である。ただし、そこでは、「平等な個人」という観念は必ずしも前提になっていなかった。これに対し、市民的共生は「〈市民社会・民主主義社会〉の産物ないし要素として、理念的に構築され、その実現が志向されてきたものである」。それは、融合的共生や棲み分けの共生とは異なり、「自律した個人の自由と平等」を前提にした形態であるという点にもっとも大きな特徴がある。最後の市場的共生とは市場の論理に基づく共生の様式であり、「市場社会のルールに従って日常生活・諸活動を組織するとき、そこに出現する〈共生〉である。そこでは、協同よりも自己充足、許容・関与よりも無関心・自己防衛が、より重要な価値・構えとして優先される傾向がある」とされる。

こうした四つの共生概念は、一方で歴史段階に対応したものであるが、他方で、同時代に共存するものでもある。しかし、今日、様々な領域で共生概念が使用されるようになったのは、市民的共生が追求されるべき価値になりつつあることを物語っている。そして、この点をふまえ、学校選択の自由化が市民的共生の方向とは異なる結果を生み出すことが明白なため、学校選択の自由化とは異なる、市民的共生を目指した教育改革を進めるべきだと主張するのである⁽³⁸⁾。

このように、藤田の議論は、現実存在する共生のあり方を、堀尾以上に詳しく、その状態に応じて類型化し、その中に理想的と思える共生 (市民的共生) の類型を位置づけたものである。その意味で、共生には必ずしも積極的な意義をもちえない形態があることを明確にした点に、藤

田の試みの積極的意義が見いだせる。

しかし、藤田の場合、共生概念の定義そのものが明確でなく、事実上「共に生きる」というほどのイメージで議論が進められているという問題がある。そのため、つねにいつの時代にも何らかの共生の形態が存在するという議論が生まれ、「差別や抑圧が充満する」融合的共生の形態まで提示されることになる。しかも、共生が問題となる領域に関して、明確な言及がなく、結果的にあらゆる領域にあてはまる概念として提示されている印象を与える。共生概念そのものが歴史的にも領域的にも無限定に使用されているのである。その意味で、共生概念を明確に定義し、その上で、より具体的な領域と歴史段階に即した議論を展開することが必要であると考えられる。

4. 従来の試みの弱点

以上のように、社会科学の諸分野において、様々な共生概念が用いられ、それを厳密なものにしようとする多様な試みがあった。それだけ、共生概念に大きな可能性や魅力が秘められているということであろう。企業戦略として共生概念が提起されるのもその魅力ゆえである。しかも、それらの試みを通して、生態学における共生概念の人間社会へのたんなる導入ではなく、人間社会における共生概念の豊富化の過程が着実に進展している。人間と人間の間のあるべき共生をめぐる議論を通して、理想の共生を把握する様々な視点が提示され、共生の下位概念の設定を通して、濫用されがちな共生概念の整理や位置づけが明確にされつつある。

しかし、これまでの議論では、すでに見たように、まだまだ共生概念が豊富な意味をもった形で厳密に規定されているとは思えないし、一定の共通理解を獲得しえていないともいいがたい。したがって、そこでは、共生概念をめぐる議論を通してこれまで明らかになった論点をさらに深めることによって、より豊富な共生概念に到達する努力をすることが大きな課題になっているといえる。

その際、これまでの議論をふまえると、共生概念をより豊富なものとして厳密化していくにあたって、少なくとも従来の議論がもつ次のような弱点に留意し、それを乗り越えていくことが必要になる。

第一に、さまざまな共生の内的特質あるいは共生の多様な状態についての考察が弱かった点に留意する必要がある。パーク以来の伝統をもつ共生概念の本質規定の試みは、唯一の共生概念の確立を目指しており、共生の多様性自体に注意が向けられていなかった。これに対し、共生の諸形態を設定しようとする試みは、共生の下位概念を導入することによって共生の多様性に注目していた。しかし、その多様性は、共生が成立する領域の違いに関するものに限定される傾向が強かった。たしかに、藤田のように共生の多様な状態に着目する議論も生まれていたが、共生の定義自体が不明確であり、十分な検討が行われているとはいいがたかった。一方、戦略として共生概念を用いようとする議論の場合、領域に対応した共生の下位概念と同時に、状態の違いを示す共生の下位概念を提起していた。しかし、それはあくまでグローバル企業の戦略としてのぞましい共生概念を明らかにするための試みであり、もともと人間社会における共生の多様な状態を把握するためには不十分である。それゆえ、人間社会に存在しうる多様な共生の形態を考察するという視点が、共生概念を豊かなものとして厳密に把握する上で、きわめて重要な意義をもっているといえる。

第二に、従来の議論では、藤田の場合を除いて、共生の現実と理想の違いを含めた人間社会における共生の全体像を描こうとする視点が弱かった。それは、唯一の共生概念の確立を目指す試

みにとくに強く現れていた。このタイプに属する多様な議論は、共生のあるべき規範としての理想形態をめぐるものであった。多様な共生概念の整理を試みる議論の場合にも、基本的にその傾向は貫かれていた。共生概念の多様性の検討は共生が成立する領域に対応して行われることが多く、堀尾のように共生の現実と理想の違いに言及することがあっても、理想の共生概念に議論のウェイトが置かれていた。これに対し、戦略としての共生概念を使用しようとする試みの場合、領域の違いによる共生概念の多様性だけでなく、現実と理想の状態を含めた共生の多様性も検討されていた。しかし、結局のところ、重点は企業戦略として理想と考えられる共生概念の提示に置かれていた。こうして、いずれの試みも、共生の理想像をめぐる議論が中心であった。だが、共生の理想像をめぐる議論であっても、立場によって、その内容は異なっており、共通理解は未だに成立していない。この点をふまえると、共生の理想像を現実存在する多様な共生の中に位置づけ共生の全体像を描くことが、共生概念を豊富化し理想の共生社会の実現に近づく道につながると考えられる。その意味で、共生の理想像の探求に傾斜した従来の試みには大きな弱点があったといわざるをえない。

第三に、共生の全体像を明確にする上で、従来の試みの場合、社会システムないし制度の側面に関わる共生と日常生活ないし人間関係の側面に関わる共生の違いが十分に認識されていなかったという点もある。議論のタイプの違いにかかわらず、ほとんどの試みが、日常生活における人間関係ないし人間と自然との関係に限定された共生をめぐる議論に終始していた。たしかに、イリッチの共生概念には、人間関係にかかわる側面だけでなく、社会構造、社会システムに関わる側面が内包されていた。しかし、イリッチの場合にも、この二つの側面は十分に検討されているとはいえず、両者の特質、差異や連関は深く検討されていなかった。そのため、従来の議論は共生の理想像を探求する際、どうしても「心がけ論」に陥りがちな印象を与えがちであった。人間関係レベルの共生に限定しても、人々の「心がけ」だけでは共生や共生社会を成立させることは困難であり、社会システム、制度のあり方が問題になる。したがって、従来の試みでは十分に認識されてこなかったシステムレベルに関わる共生と生活（人間関係）レベルの共生の区別と関連を検討していくことが重要な課題となる。

第四に、共生概念を人間社会内部に導入する際、ほぼ無制限にあらゆる領域に積極的な意味をもつものとして適用される傾向が強い点も問題である。たしかに、パークの場合には、人種間の関係を把握するために共生概念が導入された。しかし、イリッチになると、個人・自然環境間との関係とともに個人間の関係一般のあり方を議論するために共生概念が用いられるようになった。現在では、グローバル企業の戦略としての共生概念を含めて、様々な領域で共生概念が使用されている。そうした状況を濫用として共生概念の多様な形態を整理しようとする議論でさえ、結果的には人間社会内部に共生概念を導入する場合、無限定的に積極的な意味をもつものとして、様々な領域に適用することになった。そのため、これらの議論は、現代社会が抱える現実の矛盾・対立・緊張を、事実上、共生の一語で解決できるものとみなす結果をもたらしている。それは、共生概念の「共に生きる」という点に注目した結果なのかもしれない。しかし、共生概念が導入される領域によって、共生のもつ意味が異なる点に、もっと注意が払われる必要がある。そうしなければ、人間社会への共生概念の導入が現状の本質的な問題を隠蔽するまさに「保守的なイデオロギー」に転化してしまう危険性を回避できなくなる。それゆえ、人間社会に共生概念を導入するにあたっては、いかなる領域に即して共生概念を用いるのか、またそれがいかなる問題や意義をもちうるのかを考慮する必要があるといえる。

こうして、①状態の多様性にもとづく共生概念の把握、②現実と理想を含めた共生の全体像の把握、③システムと生活に関わる共生概念の把握、④人間社会の特定領域に即した共生概念の把握が十分になされてこなかった点に、従来の試みの弱点が存在する。いいかえれば、特定の領域に即した、状態の多様性、理想と現実、システムと生活といった様々なレベルに対応する多様な共生形態とその関連構造の解明が課題として残されているということである。それゆえ、こうした課題に答えることが共生概念を豊富化する上で重要な意義をもつと考えられる。

Ⅳ. システム共生と生活共生

1. 共生の新たな視点

共生概念をより一層厳密にするためには、従来の試みをふまえ、特定の領域に即した多様な共生形態とその関連構造を明らかにすることが必要である。

その場合、第一に問題となるのが、共生に関する大まかな定義であろう。多様な共生形態に通底する共通性を明らかにしておかなければ、共生の下位概念としての諸形態の位置づけが明確にならないからである。その際、多様な形態を内包する共生概念は、当然のことながら、多くの論者が試みようとした理想主義的な形では定義できない。むしろ、現実存在しうる共生のあり方をも把握できるものでなければならない。この点を考慮し、「差異性をもった人々や自然が差異性を維持しながら互いに問題なく共存しうる状態」を共生の大まかな定義とする。この定義には、差異性が否定される同化、差異性を根拠にした支配や差別、差異性にもとづく対立が、あからさまな形では存在しない状態であるということが含まれる。

共生の諸形態を考察する場合、第二に問題となるのが、人間と（人間以外の）自然との関係に対応した共生と人間社会内部における共生との違いである。なぜなら、人間と自然との共生と人間社会内部における共生とでは、主体的な意志をもつもの同士の間で形成される共生かどうかという点で根本的な違いがあり、それに基づいて、共生のあり方も異なると思われるからである。堀尾が「万物の共生」と「万人の共生」を区別したのも、この点に由来していると考えられる。したがって、共生の諸形態を考察するにあたって、人間と自然との共生と人間社会内部における共生を明確に区別し、それぞれを独自に検討することが必要になる。そこでは、人間社会内部における共生の捉え方が人間と自然との共生を考える上で、どの程度有効であるのかという点が、一つの論点になる。

だが、第三に、人間社会内部における共生を考察する場合にも、無制限にあらゆる領域の問題に適用できる共生概念を検討するという立場はとらない。すでに見たように、「共に生きる」という意味では、人間社会のあらゆる人間関係に共生概念を適用することが可能である。しかし、それでは問題の本質を見失い、共生概念が現状を維持するイデオロギーに転化してしまう可能性さえ存在する。この点を考慮し、本稿では、共生の原義に含まれていた「異なる種」間の関係を、異なる属性をもった者たちの関係という意味に読み替え、異なる属性間の差異性の関係に限定して共生概念を適用する。なぜなら、属性は生まれたときにすでに備わっていて、それ以降の個人の努力では基本的に変更することが不可能であり、その意味で異なる属性間の関係は本来的に平等であるはずにもかかわらず、現実には属性間の差異を根拠にして平等な立場で「共に生きる」ことが困難になる事態が生じやすいからである。いいかえれば、階級や世代といった属性とはいえぬ領域には共生概念はなじまず、人種、民族、性などといった属性にかかわる領域にこそ、共

生概念を導入するもっとも積極的な意義があるという考え方である⁽³⁹⁾。

それは、第四に、共生概念が通歴史的なものでなく、すぐれて現代的な概念として使用されることを必然的に意味している。つまり、かつて、支配―被支配や差別を含む社会的不平等は、多くの場合、階級間の不平等に還元される形で議論され、厳しい階級闘争を通じてしか解決されえないと考えられていた。そこには、階級間の「共生」による問題解決などという発想は入り込む余地はなかった。しかし、1960年代以降の先進資本主義国における物質的な「豊かさ」の実現と階級構造の変化（資本と経営の分離、新中間層の増大、労働者階級の政治的社会的運動の低迷など）、さらに1989年以降の「社会主義」国の崩壊などによって階級間の不平等の重要性は相対的に低下した。そして、それにかわって、人種、民族、性などの属性に関わる「新しい不平等」がクローズアップされるようになってきた⁽⁴⁰⁾。それに伴って、こうした属性間の「新しい不平等」の解決に向けた議論の中で、共生の概念が注目されるようになったのである。したがって、共生概念を人種、民族、性などにかかわる領域に限定して用いることは、必然的に1960年代以降のいわゆる後期資本主義段階の歴史状況に限定された概念として位置づけることを意味している。

その際、第五に、本稿では、システムないし制度上の共生と労働を含めた日常生活上の共生を区別してとらえる立場をとる。前者をシステム共生、後者を生活共生と名付け、それぞれの共生には、多様な形態がありうるという考え方にたつ。それは、一方で、これまでの共生をめぐる議論の中で軽視されていた、制度上の共生と生活上の共生の違いを重視し、これまで理念の問題として議論されがちであった共生概念を、現実的な概念としても把握できるものにしようという認識にもとづいている。他方で、このような共生の捉え方は、社会そのものの独自の把握の仕方にももとづいている。つまり、人間社会は特定の制度を基礎にした経済機構、行政機構、政治・運動機構、社会的再生産機構（教育、医療・福祉等）といった諸機構からなる機構的システムと、人々の主観を含めた労働や生活からなる労働―生活世界の二つの「社会」の統一体として存在しているという社会把握の独自の枠組みが前提になっている⁽⁴¹⁾。

こうして、人間社会におけるシステムや制度の側面に関わるシステム共生と日常生活における直接的な人間関係の側面に関わる生活共生の、現実に存在しうる諸形態を属性に関わる領域に即して考察し、両者の関連を明らかにすることが、共生概念を豊富化し厳密化するためのもっとも中心的な作業となる。そこでは、システム共生と生活共生の違いと関連を明確にすることがもっとも重要な論点になる。

2. システム共生の諸形態

本稿で提起するシステム共生と生活共生という二つの概念は、社会を構成する機構的システムと労働―生活世界に対応したものである。

このうち、システム共生は、当該社会のシステムや制度が共生的に構成されている状態を表している。

それは、一方で、各種の機構的システムや制度それ自体が、異なる属性をもつ人々にとって平等な内容をもつことを意味する。その場合、機構的システムや制度が異なる属性をもつ人々にとって形式的に異なっても、その内実が実質的に平等であれば、機構的システムや制度は共生的に構成されていると見なしてもよい。そこでは、たんなる形式的な相違は、非共生的ないし反共生的な内実を示すものではなく、むしろシステム共生の多様性を示すものとして把握される。他方で、システム共生のあり方は、差異性をもった人々が、機構的システムないし制度を互いにど

れだけ平等に利用できるかという点からも把握できる。その際、その内実は、機構的システムや制度のあり方だけでなく、その運用のあり方にも依存している点に注意する必要がある。同じシステムや制度があったとしても自治体や諸組織によってその運用に違いがあることは少なくないからである。いいかえれば、差異性をもった人々が、属性の差異によって機構的システムや制度から実質的に排除されることがあれば、システム共生は成立していないということである。

それゆえ、システム共生の概念は、大まかに言えば、イリッチの提起した共生的制度の概念をより具体化し、より豊富化したものとして位置づけることができる。

しかし、こうした意味におけるシステム共生には、多様な形態が存在しうる点にも注意する必要がある。唯一のシステム共生が存在すると考えるのは現実的ではない。そこで、これらの点をふまえ、システム上の共生の多様な形態について、外国人とホスト住民である「日本人」⁽⁴²⁾との共生の問題を例にして考えてみよう。それは、民族ないし人種という属性に関わる共生の問題に属している。

外国人とホスト住民とのシステム上の共生という場合、そこには、実際に、多様な形態が存在しうる。まず、居住する国や地域社会（地方自治体）の各種の機構的システムないし制度を外国人がホスト住民と対等、平等な条件で利用できる場合があると想定しよう。そうした状態は「オープンなシステム共生」といえるものである。マーシャルの言葉を借りれば、外国人がホスト国の制度から排除されず、ホスト住民と同等の市民的権利、政治的権利、社会的権利を享受できる状態である⁽⁴³⁾。これに対し、一国二制度あるいは、他国にある日本人学校や日本にあるインターナショナルスクール、朝鮮人学校のように、同一の地域社会に居住しながら、それぞれの国の機構的システムないし制度が共存する場合も考えられる。それは、「デュアルなシステム共生」と呼ぶべき状態である。そこでは、異なる制度のいずれを選択するのかが個々人の意思にゆだねられる場合と、制度的に強制される場合が想定できる。さらに、二つの国にわたる転職をしても、年金の積立期間が継続してカウントされるドイツと日本の間の年金通算協定や、日本の大学受験資格として認められるバカロレアやアビトゥーアのように、それぞれの国のシステムが連結できる、いわば「インターステイトなシステム共生」も考えられる。それは、他国の制度が自国の制度と同等な機能をもつものとして位置づけられていることを意味している。こうして、内容からみた場合、少なくとも三つのシステム共生が現実存在しうるものとして想定できる。

しかも、このうち、「オープンなシステム共生」と「デュアルなシステム共生」は、たんに外国人とホスト住民との共生だけでなく、男女の共生を始めとする他の属性の領域でも、基本的に成立しうるという特徴をもっている。実際、「オープンなシステム共生」は、人間社会内における異なる属性間の共生であれば、いずれの領域でも目標とされるものである。「デュアルなシステム共生」も男女間ないし異なる属性間で独自の制度があり、それを互いが自由に選べるシステムとして構想することができる。それに対し、「インターステイトなシステム共生」は、複数の国を移動する可能性の高い外国人とホスト住民との関係に固有の共生の様式であり、他の属性間の共生の様式にはならない。逆にいえば、男女共生を始めとする他の属性間の共生に固有の共生の様式もありうるということである。男女間の共生について、例をあげれば、「保護つきのシステム共生」ともいうべき共生の様式もありうる。それは、「オープンなシステム共生」が、女性にとって「母性保護なし」の平等に転化しうる共生の様式であるのに対し、「母性保護を考慮した」上での平等を目指す「システム共生」の様式である。したがって、様々な属性間のシステム共生は、人間社会内部の様々な属性間の共生に共通するシステム共生とそれぞれの属性に固有のシス

テム共生が存在するというのである。

同時に、これらのシステム共生がいかなる広がりをもって展開されているのかも問題にしなければならない。たとえば、もしいずれかのシステム共生の状態が特定の地域社会（地方自治体）のみで実現できていれば、「ローカルなレベル」におけるシステム共生の状態にあると考える。さらに、同じ状態が国家の方針としてどの地域社会（地方自治体）においても、一般化されていれば、それは「ナショナルなレベル」のシステム共生の形態になる。また、世界規模の共通のシステムが存在する「ワールドワイドなレベル」でのシステム共生さえ構想することができる。したがって、人間社会内におけるシステム共生のあり方を評価する場合、システム共生の内容だけでなく、それが成立している地域的範囲も視野に入れる必要がある。

ところで、特定の地域社会におけるシステム共生は、「オープンなシステム共生」、「デュアルなシステム共生」、「インターステイトなシステム共生」のうち、いずれか一つの形態のみをとるわけではない。なぜなら、機構的システムないし制度には経済機構、行政機構、政治・運動機構、社会的再生産機構（教育、医療・福祉等）といった多様なものが存在するため、それぞれの機構や制度によってシステム共生の現実の形態が異なることもありうるからである。その意味で、以上のシステム共生の三形態は、排他的なものでなく、互いに共存しうる性質をもっている点にも注意を払わなければならない。それゆえ、システム共生の三形態のうち、いずれか一つを「共生」の理想形態として考えることも妥当ではない。また、それと同様に、システム共生の成立する地域的範囲に関しても、「ワールドワイドなレベル」でのシステム共生の成立がもっとも望ましいともいえない。単一の制度にもとづく「オープンなシステム共生」より、複数の制度からの選択が可能な「デュアルなシステム共生」の方が積極的な意味をもつ場合もあるし、ナショナル・スタンダードやグローバル・スタンダードを設けずに、地域社会に独自性を持たせた（「ローカルなレベル」のシステム共生）方が望ましい分野もありうる。したがって、どのような分野に、どのような地域的範囲で、どのような形態のシステム共生がふさわしいかを考え、いかなるシステム共生の全体構造を構築すべきかを模索することが理想に近づく道となる。そのため、特定の地域社会における現実の共生の姿を把握しようとする場合には、少なくともシステム上の共生に関して、ある理想的な形態を尺度に現実の診断をするのではなく、システム共生の諸形態の複合的な姿を事実在即して明らかにし、それが地域社会にとっていかなる機能を果たしているのかを解明することがなによりもまず必要になる。

3. 生活共生の諸形態とシステム共生との関連

人間社会における共生は、システム共生という側面だけでなく、労働を含めた日常生活における生活共生という側面からも把握できる。その際、生活共生とは、システムや制度のあり方とは別に、差異性をもった人々同士が互いに差別や偏見を乗り越え、職場、地域、学校等において平等な立場で日常生活を営み、互いに共存している状態を指している。これまで多くの論者が追求してきた共生概念のほとんどは、システムや制度上の共生とは相対的に区別された、こうした意味での生活共生に対応しているといってよい。しかし、生活共生は決して唯一の形態しか存在しえないわけではない。システム共生と同様、生活共生も現実には多様な形をとりうる点に注目する必要がある。

そこで、ふたたび、外国人とホスト住民との共生を例にして考えると、現実には、多様な生活共生の形態が存在しうる。たとえば、極端な場合、エスニック・コミュニティとホスト社会がい

わゆる「セグリゲーション」(棲み分け、分離)の状態になっていたとしても、それによってむしろ「問題」が潜在化し、一種の「平和共存」の状況になっていれば、それを一つの共生の形態と把握することができる。実際、ブラジル人が多く住んでいる地域の住民の中に、「ブラジル人と日本人の共生が比較的うまくいっているのは、すみ分けができているからだ」と考える者も存在する⁽⁴⁴⁾。あえてそれを、「セグリゲーションによる生活共生」と名付けておこう。

この対極に、外国人とホスト住民が労働や生活の場で、互いに偏見なく、対等な立場で、日常的にコミュニケーションをとり、新たな共同関係ができている状態が想定しうる。それは、「コミユナルな生活共生」と呼ぶべきものであり、外国人とホスト社会の住民が、たんに「問題なく」共存しているだけでなく、対等な立場でコミュニケーションを取り合っている点に、最大の特徴がある。

そして、その間に多様な生活共生のバリエーションが考えられる。たとえば、外国人とホスト住民の特定階級、とくに上層階級同士、あるいは「成功」した者の間のみで「特定階層間の生活共生」が見られることもある。山本泰は、人種差別の激しいアメリカでも、アッパークラス同士の多人数種、多エスニック間にしばしば人種やエスニシティの違いを越えた共生関係がみられるとしている⁽⁴⁵⁾。山本は、これを「エスニック共生」と呼んでいるが、それは、ここでいう「特定階層間の生活共生」にあたるものである。また、外国人が個人的に様々な階級・階層のホスト住民と共生関係を結ぶこともありえる。それは、「特定パーソンの生活共生」として位置づけられる。広田康生のいう外国人と共振者(外国人に好意的で密な関係をもつホスト住民)の関係は、「特定パーソンの生活共生」を示す典型的な例である⁽⁴⁶⁾。

こうして、少なくとも、「セグリゲーションによる生活共生」と「コミユナルな生活共生」を両極にして、その間に、「特定階層間の生活共生」、「特定パーソンの生活共生」といったバリエーションを、現実存在しうる生活共生の形態として提示することができる。しかも、それは、男女共生を始めとする他の属性間の共生を考える際にも、まったく同様にあてはまる。男女を始めとする各属性間にも、ここにあげた生活共生のそれぞれのバリエーションが現実存在しうるものとして想定できる。この点で、生活共生は、システム共生の場合と基本的に異なる特徴をもっている⁽⁴⁷⁾。

ところで、生活共生のバリエーションのうち、理想的な姿は、「コミユナルな生活共生」であることはいうまでもない。しかし、「コミユナルな生活共生」が成立するのは、現実にはきわめて困難である。それは、まずなによりも、現代社会においては、エスニック・コミュニティ、ホスト社会双方(また、男性社会、女性社会双方)に多かれ少なかれヒエラルヒー的な階級・階層構造や資源の不平等な配置が存在するからである。だからこそ、そうした構造の中でより有利な立場をえようとして、人種やエスニシティ(また性やジェンダー)が利用されるのである。それは、多民族社会、アメリカのアンダークラスが人種(黒人)と深く結びついている現実を見れば明らかである⁽⁴⁸⁾。その際、マジョリティの側が自らの地位の維持・向上のために、マイノリティの人種性やエスニシティ(また性やジェンダー)を利用するのが一般的である。しかし、アファーマティブ・アクションのように、マイノリティが自らの人種性やエスニシティ(また性やジェンダー)を地位向上のために戦略的に利用することもある。その意味で、人種やエスニシティ(また性やジェンダー)は、階級・階層構造上の位置、あるいはもっとひろく、社会に存在する資源の獲得をめぐる「差異の政治学」の手段として用いられることが少なくないということである。この点を考えると、ヒエラルヒー的な階級・階層構造、資源の不平等な配置が「コミユナルな生

活共生」を成立させる上で、一つの大きな壁になることが明らかになる。

それにもかかわらず、「コミユナルな生活共生」がまったく成立不能であると考えられるのも正しくない。たしかに、困難だが、それでも「コミユナルな生活共生」が成立する現実的可能性も存在する。すでに述べたシステム共生のあり方によって、人種、エスニシティあるいはジェンダーの違いなく、平等に機構的システムや制度が利用できる仕組みができれば、たとえ階級・階層構造や資源の不平等な配置という壁が存在しても、労働や生活の場において「コミユナルな生活共生」に近づくことは可能であると考えられる。もちろん、システム共生の理想形態が単純な形では描ききれないことがあるため、階級・階層構造や資源の不平等な配置の壁をこえた「コミユナルな生活共生」を支えるシステム共生の構造は、現実には、試行錯誤の中で構築する以外に方法はない。しかし、それでも、現実的な可能性が存在することは重要である。そこには、システム共生のあり方が生活共生のあり方を大きく左右するという事実が存在している。

ただし、ここで忘れてならないことは、生活共生がシステム共生のあり方に一方的に規定されるものではないという点である。事実、システム共生がいかなる構造をとるかは、生活共生のあり方によって決まることも少なくないからである。たとえば、「セグリゲーションによる生活共生」が存在している場合、外国人がホスト社会の学校とは異なる母国の制度にもとづく学校や教育を選択しがちになる。それは、「セグリゲーションによる生活共生」が、「デュアルなシステム共生」の形態を生みだしやすいことを意味している。また、「オープンなシステム共生」が成立していたとしても、生活共生が成立していないか、「セグリゲーションによる生活共生」の状態にあるときには、ホスト住民から外国人に対する過剰な優遇措置として共生的な制度が批判の対象にのぼる場合がある。その結果、生活共生のあり方に規定されて、「オープンなシステム共生」自体が改変を余儀なくされる自体が生じる可能性さえある。さらに、外国人たちが自助組織を結成し、自らの要求を制度化することを通して、システム共生のあり方を改変しようとする場合、生活共生のあり方が微妙な影響を与えるということもある。なぜなら、彼らの運動をどれだけ多くのホスト住民が支持するのかが、新たなシステム共生のあり方を構築する上で、決定的に重要な意味をもつからである。

したがって、システム共生と生活共生は、たがいに規定し合う関係であり、その関係を通して、それぞれがその姿を変える可能性をもつものとして把握される必要がある。いいかえれば、システム共生と生活共生は弁証法的な関係にあるといってもよい。それゆえ、この弁証法的な関係が現実にはどのような姿を示しているのかを把握することが、外国人とホスト社会・ホスト住民との関わりを始めとする、人間社会における差異性をもった人間同士の関係を、共生という観点からとらえることになるといえる。

4. 人間と自然との「システム共生」と「生活共生」

本稿では、人間社会における共生のあり方を考える際、システム共生と生活共生の二つのレベルを峻別し、それらがいかなる地域的範囲において成立するのかを検討することが重要であると述べてきた。

それでは、システム共生と生活共生という枠組みは、人間と自然との共生の問題を把握する場合、どこまで有効なのであろうか。それは、この枠組みで人間と自然との共生の問題が捉えられるのか、それとも人間と自然との共生の問題は別の枠組みでなければ把握できないのかという問題である。

いうまでもなく、この点は人間と人間との共生と人間と自然との共生の性格の違いに規定されている。すでに述べたように、両者の共生は、主体的な意志をもつもの同士の間になり立つものかどうかという点で根本的に異なっている。それをふまえると、人間と自然との共生は、人間と人間との共生の場合とは異なり、もっぱら共生空間の一方を構成する人間の意志のみに依存しているという点に特徴があることがわかる。もちろん、人間の意志だけでは、どうにもできない自然の力もあるため、その特徴はより正確に言えば、人間が統御できる範囲において成り立つものであるという限定が必要である。しかし、人間の意志と同様なレベルの意志は、人間以外の自然には存在しない。人間と自然との共生が人間の意志のみに依存しているというのは、このような意味内容を含んでいる。

それにもかかわらず、人間と自然との共生に関しても、人間と人間の共生と同様、「システム共生」と「生活共生」というレベルで共生の問題を検討することが少なからぬ意味をもつ点も否定できない。つまり、人間と自然との関係のあり方は、基本的に人間の意志によって決定されるが、その内実は個々人の日常生活における意志ないし意識で決まる場合と、諸個人の意志ないし意識の歴史的社会的な累積によって形成された社会的な制度によって決まる場合とがある。このうち、前者が人間と自然との「生活共生」のあり方を規定し、後者が人間と自然に関わる「システム共生」の内実を決定することになる。しかも、人間と自然との「生活共生」においても、「システム共生」においても、人間社会内部の共生と同様、いくつかのバリエーションが考えられる。もちろん、その内実は必ずしも人間社会内部の共生の場合とは異なるが、「生活共生」や「システム共生」が複数の形態をもちうという点では共通している。

たとえば、開発のための自然破壊や人間生活の安全のための大型獣の駆除ではなく、自然保護という観点から人間と自然の棲み分けが日常生活レベルで展開されていれば、それは「分離型の生活共生」と呼びうるものとなる。また、有機農法やリサイクルなどを通した循環型の生活が定着しているとすれば、それは人間と自然との間に「循環型の生活共生」が成立していると考えてよい。さらに、植林や希少動植物の人工孵化・人工栽培などを通して人工的な「自然」や景観を保護・育成しようとする「育成型の生活共生」も現実存在する。しかも、それらが一つの制度として社会的なルールになっていれば、「分離型のシステム共生」や「循環型のシステム共生」、「育成型のシステム共生」が成立する。

その上、そうした「生活共生」や「システム共生」は、特定地域だけで成立する場合もあれば、一国レベルあるいはワールドワイドな形で成立することもありうる。その意味で、この点も人間社会内部の共生と基本的に同様な特徴をもっている。

ただし、人間と自然との共生の場合、「生活共生」と「システム共生」のあり方が連結した形をとりやすいという点が人間社会内部の共生と大きく異なっている。「分離型の生活共生」は「分離型のシステム共生」、「循環型の生活共生」は「循環型のシステム共生」、「育成型の生活共生」は「育成型のシステム共生」というように、「生活共生」と「システム共生」は結びつきやすい。その場合、「生活共生」と「システム共生」の関係は、双方向的である点に注意する必要がある。「分離型の生活共生」や「循環型の生活共生」、「育成型の生活共生」が歴史的社会的に蓄積されることによって、それぞれに対応した「システム共生」が成立する場合もあれば、「分離型のシステム共生」や「循環型のシステム共生」、「育成型のシステム共生」にもとづく制度の力によって、それぞれに対応した「生活共生」が定着する場合もあるからである。したがって、人間と自然との共生の場合、「生活共生」と「システム共生」のあり方が連結しやすいのは、「システム共

生」が歴史的に特定の「生活共生」に由来し、「生活共生」が特定の「システム共生」によって現実的に規制されることに基づいていると考えられる。

こうして、人間と自然との共生を考える場合にも、人間社会における共生と同様、「システム共生」と「生活共生」の二つのレベルを峻別することが必要になる。その意味で、「システム共生」と「生活共生」という視点は、人間社会内部の共生だけでなく、人間と自然との共生を把握する上でも欠くことのできないものであるといえる。

V. おわりに

以上のように、本稿では、従来展開されてきた共生概念の厳密化の試みを検討した上で、共生概念を多様な形態をもつ概念として把握し、システム共生と生活共生という二つの側面からその多様性を明らかにすべきであることを提起してきた。しかも、システム共生と生活共生は、その具体的な内実は異なるものの、人間社会内部の各領域の共生と人間と自然間の共生ともに共通して存在しうるものであると指摘した。また、人間社会内部の共生を考える際には、現代における「新しい不平等」をもたらし民族、人種、男女などといった属性間の関係に導入するのがもっともふさわしいことにも言及した。その意味で、本稿は社会科学における共生の一般理論に属する議論として位置づけることができる。

しかし、人間社会内部の様々な属性ごとの共生のあり方については、さらに詳しく検討する必要があることも事実である。とくに、それぞれの属性に固有のシステム共生のあり方を、生活共生との関連も含めて、より深く検討する必要がある。同時に、階級や世代といった属性以外の差異間のあり方をどのように把握すべきかも問題として残された。階級や世代といった属性以外の差異が抱える不平等や差別といった問題を安易に共生という語で議論すべきではないが、それらが抱える問題は現に存在し続けているからである。

ただし、これらの課題は、すでに共生概念の検討の枠をこえたものとして位置づけられる。人間社会内部の様々な属性に固有の共生のあり方を検討するのは、民族、人種、男女といったそれぞれの属性に関係する専門的な社会科学研究に属する課題ともいえる。それは、属性以外の差異が抱える不平等や差別といった問題の検討にも同様にあてはまる。

したがって、本稿で残された課題は、共生の一般理論としての課題であると同時に、それぞれの属性の問題を取り扱う専門諸科学に固有の課題でもあるといえる。

【付記】 本稿は、文部省科学研究費補助金・基盤研究(B)「外国人労働者の流入に伴う地域社会構造の変容に関する実証的研究」(1998～2001年度)(研究代表者・小内透)にもとづく研究成果である。

【注】

- (1) この点に関しては、重本直利「グローバル情報社会化と人間関係」篠原三郎・中村共一編著『市場社会の未来』ミネルヴァ書房、1999年、p.176参照。
- (2) 川本隆史「『共生』の事実と規範」栗原彬編『講座・差別の社会学4 共生の方へ』弘文堂、1997年、p.53参照。
- (3) 栗原康『共生の生態学』岩波新書、1998年、参照。
- (4) 高草木光一「共生空間の変容」慶應義塾大学経済学部編『市民的共生の経済学1 変わりゆく共生空間』弘

- 文堂, 1999年, p. 4。
- (5) 同上, p. 4。
- (6) Park, R. E., "Human Ecology", *American Journal of Sociology*, vol. 42-1, 1936. 町村敬志訳「人間生態学」町村敬志・好井裕明編訳『実験室としての都市——パーク社会学論文選』御茶の水書房, 1986年。
- (7) 同上訳書, p. 160。
- (8) 同上, p. 161。
- (9) 同上, p. 161。
- (10) 同上, p. 177。
- (11) Illich, I., *Tools for Conviviality* (New York, Harper & Row, Publishers) 1973. 渡辺京二・渡辺梨佐訳『コンヴィヴィアリティのための道具』日本エディタースクール出版部, 1989年, p. 18。
- (12) 桜井恵子「解説」イヴァン・イリッチ他『脱学校化の可能性』東京創元社, 1979年, p. 212。
- (13) 前掲, 『コンヴィヴィアリティのための道具』, pp. 18~19。
- (14) 『脱学校の社会』の中でも, 現代において支配的となっている強制的な「操作的制度」に對置する形で, 「共生的制度 (convivial institution)」という表現が使用されている (Illich, I., *The Deschooling Society* (Harper & Row) 1970. 東洋・小澤周三訳『脱学校の社会』東京創元社, 1977年, pp. 104~105)。
- (15) 前掲, 『コンヴィヴィアリティのための道具』, p. 21参照。
- (16) 同上, p. 78。
- (17) 同上, p. 23。
- (18) 井上達夫『共生の作法』創文社, 1986年, 第5章, 参照。なお, 井上はのちに, 「convivialityとしての共生」と「symbiosisとしての共生」を区別するために, 後者を「共棲」と表記している (井上達夫・名和田是彦・桂木隆夫『共生への冒険』毎日新聞社, 1992年, 序章, 参照)。
- (19) 花崎皋平「『理解』の方法的抑制」『週間読書人』1993年6月14日 (ただし, 川本隆史「『共生』の事実と規範」栗原彬編『講座・差別の社会学4 共生の方へ』弘文堂, 1997年, pp. 46~47より重引)。また, 花崎皋平『アイデンティティと共生の哲学』筑摩書房, 1993年も参照のこと。
- (20) 西澤晃彦「『共生』の社会過程」来日外国人との共生社会研究会編『来日アジア・アフリカ系外国人の生活適応と日本人との共生に関する研究』トヨタ財団助成研究報告書, 1994年。
- (21) 都築くるみ「共生」駒井洋編『新来・定住外国人がわかる事典』明石書店, 1997年, および都築くるみ「エスニック・コミュニティの形成と『共生』」『日本都市社会学年報』16号, 1998年参照。
- (22) この点は, 前掲, 都築くるみ「エスニック・コミュニティの形成と『共生』」, p. 90, 参照。
- (23) 川本隆史「『共生』の事実と規範」栗原彬編『講座・差別の社会学4 共生の方へ』弘文堂, 1997年, p. 43。これは, 直接には井上達夫に対する評価だが, 他の論者にも基本的に当てはまる。
- (24) 読売国際経済懇話会編『共生の戦略——競争と協力』読売新聞社, 1983年, 井沢良智『共生と自助——棲み分け経営の研究——日本型国際経営論』中央経済社, 1990年, 野村総合研究所総合研究本部編『共生の戦略』野村総合研究所, 1992年, 丸山恵也・成田幸範編著『日本企業のアジア戦略——国際分業と共生の課題』中央経済社, 1995年, 早稲田大学商学部経済広報センター編『自動車産業のグローバル戦略——挑戦から共生へ』中央経済社, 1995年, 堺屋太一・稲盛和夫編『21世紀・日米共生の時代——グローバル時代の国家と経済の役割』PHP研究所, 1998年等参照。
- (25) 野村総合研究所総合研究本部編『共生の戦略』野村総合研究所, 1992年。
- (26) 同上, p. 72。
- (27) 同上, p. 133。

- 28 同上, p.221。
- 29 庄司興吉「共生社会の文化戦略」庄司興吉編著『共生社会の文化戦略』梓出版社, 1999年。
- 30 同上, pp. 4～5。
- 31 同上, p. 5。
- 32 同上, p. 5。
- 33 同上, pp. 6～10。
- 34 堀尾輝久「地球時代とその教育」『岩波講座・現代の教育11 国際化時代の教育』岩波書店, 1998年。
- 35 同上, p.14。
- 36 同上, p.20。
- 37 藤田英典「〈市民的共生〉と教育改革の課題」藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育学年報7 ジェンダーと教育』世織書房, 1999年, p.379。
- 38 同上, pp.378～384参照。
- 39 もちろん, 他の領域への共生概念を完全に否定するものではない。しかし, その場合, 共生概念を導入することによって隠蔽される問題が存在しないかどうか, 慎重に検討する必要がある。
- 40 この点については, 山口節郎「現代社会と不平等」高橋哲哉・菅野盾樹・種山恭子・大庭健・山口節郎・阿部泰郎『現代哲学の冒険3 差別』岩波書店, 1990年参照。
- 41 こうした社会把握の枠組みは, システムと生活世界の二つの「社会」概念によって全体社会を把握しようとするハーバーマスの理論枠組みを, 具体的な現実を実体論的な形で把握できるように, 捉え直したものである。具体的にいえば, それは, ハーバーマスの言うシステムを特定の制度を基礎にした経済機構, 行政機構, 政治・運動機構, 社会的再生産機構(教育, 医療・福祉等)といった諸機構からなる機構のシステムとして位置づけ直し, 生活世界を過去・現在・未来にわたる人々の主観を含めた労働や生活からなる労働-生活世界として豊富化することによって, 現実のよりリアルな把握をめざそうとする社会把握の枠組みである。この点について詳しくは, 小内透「機構的システムと労働-生活世界」『北海道大学教育学部紀要』第65号, 1995年, および小内透「地域社会における機構的システムと労働-生活世界」地域社会学会編『地域社会学会年報・第9集〈地域・空間〉の社会学』時潮社, 1997年を参照のこと。
- 42 もちろん, 「日本人」といっても, 厳密に考えると, それはきわめて曖昧な概念である(小熊英二『日本人の境界』新曜社, 1998年)。しかし, ここでは, 「日本人」の厳密な定義が必ずしも要求されるわけではなく, 「日本国籍をもち, 地域社会に居住している人々」という程度の意味で使用する。
- 43 Marshall, T. H., *Citizenship and Social Class* (Cambridge University Press) 1950. 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』法律文化社, 1993年, 参照。
- 44 酒井恵真・小内透「外国人労働者の定住化と地域社会」地域社会学会編『地域社会学会年報・第11集 グローバリゼーションと地域社会』ハーベスト社, 1999年, p.51。また, 酒井恵真・小内透・湯本誠・津田光輝・小内純子「日系ブラジル人の定住化と地域社会——群馬県太田・大泉地区を事例として——」『調査と社会分析』No. 3, 札幌学院大学人文学部社会調査室, 1999年も参照のこと。
- 45 山本泰「エスニック階層とエスニック共生」井上俊ほか編『岩波講座 現代社会学24 民族・国家・エスニシティ』岩波書店, 1996年。
- 46 広田康生『エスニシティと都市』有信堂高文社, 1997年。
- 47 ただし, こうした「生活共生」は, 特定の地域社会内部だけでなく, より広い範囲で成立する可能性がある。その点では, 「システム共生」と基本的に同様な特徴を有している。
- 48 この点については, ジョン・リー, 石田浩「現代アメリカのエスニシティと階層」奥田道大編『21世紀の都

市社会学 第2巻 コミュニティとエスニシティ』勁草書房, 1995年, 参照。